

2022年10月26日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社  
代表取締役社長 篠原 洋  
(コード番号：3823 東証スタンダード)  
問合せ先： 管理部長 藤原 学  
電話番号： (03) 4405-5460

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2022年11月25日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の変更について

##### (1) 定款変更の理由

##### ア. 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供措置導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。

上記の削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### イ. 取締役の定員の増加

当社子会社の増加による今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第17条の取締役の員数を8名以内から15名以内に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	
第15条～第16条 (条文省略)	第15条～第16条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役は <u>8名</u> 以内とする。	第17条 当社の取締役は <u>15名</u> 以内とする。
第18条～第48条 (条文省略)	第18条～第48条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会 2022年11月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022年12月1日 (予定)

以上